

第426回山形海区漁業調整委員会議事録

1 日時、場所 令和6年3月5日（火）午後1時30分～同4時40分
山形県庄内総合支庁産業経済部水産振興課 3階会議室

2 議事

第1号議案

山形県資源管理方針の変更について（諮問）

第2号議案

令和6管理年度における特定水産資源の知事管理漁獲可能量について
(諮問)

第3号議案

特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の変更に関する取扱いについて（諮問）

3 報告事項

- (1) 漁港漁場整備法及び山形県漁港管理条例の一部改正について
- (2) 特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））の令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について
- (3) 第43回日本海・九州西広域漁業調整委員会の開催結果について
- (4) 第二種共同漁業権（小型定置漁業）の保護区域に係る委員会指示の県公報登載等について
- (5) その他

4 出席者

山形県海区漁業調整委員会

会長 加藤 栄

会長代理 池田 龜五郎

委員 鈴木 重作、飯塚 厚司、本間 和憲、佐藤 一道、伊原 光臣、
佐藤 栄一、本間 優子

山形県農林水産部水産振興課

山形県水産研究所

山形県庄内総合支庁産業経済部水産振興課

水産行政主査

伊澤 幸太郎

所長

阿部 信彦

課長

加賀山 祐

月峯船長

菅原 雅直

山形海区漁業調整委員会事務局

機関長 齋藤 勝三
海区漁業調整主査 大川 恵子

5 傍聴者

なし

6 審議概要

事務局 これより第 426 回山形海区漁業調整委員会を開会します。はじめに会長より御挨拶をお願いします。

会長 3月になって暖かくなつたと思ったら逆に雪が積もつたりして、こちらは相変わらず変わつた天候が続いています。お魚の方もなかなか漁獲が上がらないみたいで、考えるところ、獲れる量が増えなければ、ブランド化して値段を上げるとかですね、それこそ先日飯塚委員が、テレビに出ていましたけど、未利用魚の活用とかですね、獲れた魚に付加価値を付けて売り出すということで水産加工の方をもう少し強化できないかなど、いろんなことが余地があると思うのですが、そういうこともどんどん取り組んでいかなくてはいけない時期になってきたのかなという感じがします。

私の個人的なことですが、実は私、第 86 若潮丸の本間船長とは小学校の時 2 年ほど同級生で、それ以来付き合いがありまして、いつもお土産に冷凍のイカをいただいていますが、今まで解凍してお刺身にしたり、加熱調理したりいろいろ食べてたのですが、どうしても肝が廃棄されるわけですよね。でも、せっかく鮮度のいいイカをいただいているので、肝を活かす方法は何だろうということで、最近、船凍イカを使った塩辛を趣味で作り始めました。これがものすごく好評で、いろんな人にあげるとすごく喜ばれています。本間船長からいっぱいイカをもらうと、1 年間でなかなか消費しきれなかつたのですが、今は僅か 2 カ月で半分くらいで使い切っています。イカの塩辛は日本人の趣味にあったものなのかなあと思います。既製品のような添加物は使いません。塩とイカだけで作っています。塩以外何も使っていません。さらにいうと、塩は天然塩を使ってます、海水塩です。海水から作った天然塩は結構高いですね。私の仕事先にオーストラリアのシャーク・ベイという非常にきれいな水のところで作った海水塩を扱っている会社があります。安いのです、25 キロの袋でたった 8,000 円。要するに旧専売公社の塩化ナトリウム 99 パーセントのものと同じ値段でミネラル豊富な塩が手に入るということがわかつたので、これで作るとイカの塩辛おいしいよ、と先日仕事先で会つた漁協の西村専務に話をして、試作品用の塩を持って行ってもらって、これで加工場でイカの塩辛を試作してほしいと、

そして、既存の漁協の塩辛と、この塩を使った塩辛どっちがおいしいか試してくれないか。もしこっちがおいしいのだったら、値段的に変わらないので、この塩を使って塩辛を売り出したらどうかと、提案をさせていただきました。

漁協単体では得られる情報も限りますが、幅広くアンテナ広げれば、まだまだ使える情報もあるのかなと思いまして、おいしくて比較的手ごろな値段で手に入る塩で、漁協の工場を使えば大量に作れますから、1つの有益な情報なのではないかなと思って私は提供しましたが、その製品の仕上がりが楽しみな状況です。ちなみに私も、さらにいいうと、イカの塩辛は1回イカを干すのですが、それを干さないで瞬間的に塩辛を作るという方法を自分で考え出しまして、それを実行しています。どういうことかというと、イカの身を細く切って、塩でもみます。もんだイカの切り身からキッチンペーパーなどを使って水分を徹底的に取ります。そうすると、すぐに肝と和えても塩辛になります。かえってそっちの方がおいしいのではないかと個人的に思っています。そんなこともいろいろ工夫していますし、いい結果だったら漁協の方と相談しながら製品化が進めばと思っています。

なかなかこういう厳しい状況なので、皆さん情報を提供しあって水産関係を今後とも盛り上げていければなあと考えています。

それから、先日亀五郎さんからヒレグロカレイでしたか、未利用魚に近い魚をいただきました。私は衣を付けて塩コショウしてムニエルにしたので、普通のカレイと変わらず食べましたが、あれをパッと見た時に、正直、見た目がよくない。胴体は色が抜けたみたいな色をしている。ヒレはやたら黒い。確かに見た目が難点ありだなと、思いました。こういった魚でクロシビカマスでしたか、人の死体から名前を取った俗称の魚なのですね。これも食べておいしいのですが、見た目が悪い。こういった未利用魚がまだまだいっぱいいると思うので、そういうものを含め、もうちょっと浜を盛り上げることがないかなと考えています。皆さんもいい情報があったら御提供いただけたらと思います。

今日もまた議案がいろいろあります。報告事項を後にして議事から始めたいと思います。時間内に終わるるように皆さん御協力お願いします。

事務局　はい、ありがとうございました。次に、議事録署名委員の選出に入ります。議事録署名委員は当委員会規程第12条により会長及び会長の指名する2名以上の委員となっております。では、会長、指名をお願いします。

会長 本日の議事録署名委員には、池田会長代理と飯塚委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

一同 はい。

会長 では、御二方、よろしくお願ひします。

事務局 報告及び議事の前に、配布資料の確認をさせていただきます。

(委員に配布した資料が揃っているか確認した。)

それでは会長、議事の進行をお願いいたします。

議事

第1号議案 山形県資源管理方針の変更について（諮問）

議長 はい、それでは議事から進めていきたいと思います。第1号議案、山形県資源管理方針の変更について、こちら諮問案件になっております。これにつきましては、水産振興課の方から説明をお願いいたします。

加賀山課長 それでは 資料1 諮問案件となります。諮問文の方から読み上げさせていただきます。（諮問文を読み上げる）詳しくは担当の大川から説明させていただきますので御審議よろしくお願ひいたします。

議長 はい、引き続き説明お願ひします。

大川主査 資料1を御覧ください。山形県資源管理方針の変更についてでございます。前回に引き続きまして、水産資源を別紙に追加する内容になっております。始めに、国の資源管理基本方針と都道府県の資源管理方針の別紙の定め方について御説明したいと思いますので、44ページ、A3判の大きいページになりますが、こちらをお開きいただきたいと思います。

上方の囲みを御覧いただきますと、黄色く塗っているのが国の資源管理基本方針になり、下の線が都道府県の資源管理方針になります。

黄色の方、国の資源管理方針には、水産資源の別紙が別紙2から始まりまして、別紙2には特定水産資源、いわゆるTAC魚種です。この特定水産資源についての資源管理方針を定めるのが別紙2になります。するめいかやくろまぐろなどがこれにあたります。国の別紙2に定めた魚種を都道府県の資源管理方針で定める場合、都道府県では別紙1に記載することになります。項目としては資源管理の目標は国が定めるため、県では記載しないことになり

ます。ほか、TAC 魚種ですので、TAC の配分についての考え方などを定めていくことになります。

続きまして、国の基本方針の別紙3の方には何を定めるかというと、特定水産資源以外、TAC 魚種以外の水産資源の資源管理方針を定めることとなっています。

今回、県の別紙に追加するはたはた日本海北部系群やまがれい日本海系群がこれにあたります。国の別紙3で定められた魚種については、県の資源管理方針としては別紙2に定めることが決まっています。こちらも国が目標を定めるためますので、県では定めません。ほか、TAC 魚種ではないので、TAC の配分についての考え方などは定めず、漁獲可能量による管理以外の手法による管理等の項目を定めていくことになります。

続きまして、国の基本方針の外、一番右の破線で示すように、国が別紙に定めていない水産資源というものもあるわけですが、国が別紙に定めていない魚種について都道府県が別紙を定める場合は、別紙3に定めることとなっています。

今回別紙3に定める魚種として、まだら本州日本海系群があります。本系群は今年7月からTAC 魚種に加わる予定ですが、まだ国の基本方針の別紙に定められていない状態です。しかし、県の資源管理方針に定めないと資源管理協定に魚種として定めることはできませんので、今回、県でいったん定めることになります。TAC 魚種にはなっていませんが、広域の資源であり、国の資源評価が行われている魚種ですので、資源管理の方向性としては、国の資源評価の記載を引用することになります。

このように一旦別紙3としてまだら本州日本海系群を県の資源管理方針に定めますが、先ほどお話したとおり、近い時期に本系群は特定水産資源、TAC 魚種になります。ページの下の方の囲みの方に記載しましたが、国の別紙2にまだら本州日本海系群を定めた場合、すでに定めていた県の別紙3は廃止となり、県の別紙1に移行することになります。

このようなルールで水産資源を都道府県資源管理方針の別紙に定めることになっております。

では、山形県資源管理方針の資料として、諮問文の後のページに新旧対照表を、その後ろに溶け込み版の変更案を載せております。まず、新旧対照表の方をごらんいただきたいと思います。2ページになります。右の欄に変更前の現行のもの、左に変更案を記載しております。

山形県資源管理方針としまして、第1～第7までは変更ございません。第8としまして、個別の水産資源についての具体的な資源管理方針、こちらの変更部分につき下線を引いておりますが、特定水産資源以外の水産資源

(法第 11 条第 2 項第 2 号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていないものを除く。) についての具体的な資源管理方針は別紙 2-1 はたはた日本海北部系群から別紙 2-2 まがれい日本海北部系群までに、法第 11 条第 2 項第 2 号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は、別紙 3-1 ぶりから別紙 3-10 いわがき山形県海域、までに、それぞれ定めるものとする、としました。

別紙 1-1 ~ 別紙 1-8 は変更ございません。

別紙 2 は、今回あらたに定める別紙になります。

別紙 2-1 としまして、第 1 水産資源、はたはた日本海北部系群です。

第 2、漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 としまして、漁業者に山形県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による漁業法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする、としています。

第 3、その他資源管理に関する重要な事項、特になし。としています。

先ほどお話ししましたように、別紙 2 に定める魚種は国で資源管理の目標を定めていますので、県では定める項目自体がありません。

続きまして、別紙 2-2 としまして、第 1、水産資源、まがれい日本海系群です。第 2 と第 3 は別紙 2-1 と同じでございます。

続きまして、別紙 3-1 ~ 別紙 3-3 については変更ございません。

続きまして、別紙 3-4 としまして、第 1、水産資源、ほっこくあかえび日本海系群です。

第 2、資源管理の方向性、国が行う資源評価において、高位の資源水準を維持する。なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に、資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする、としております。ほっこくあかえび日本海系群については、国が行う令和 4 年度の資源評価のダイジェスト版を 45 ページから 48 ページまで載せておりますので御覧ください。本系群は 45 ページの下の方にも記載のとおり、日本海側の青森県から鳥取県の海域に広く分布し、広域で資源評価がなされております。そして 47 ページの下になりますが、資源水準を沖底の網数あたりの漁獲量を標準化した値を用いてみているのですが、資源水準としては高位で、その値の推移から判断して増加という資源動向の判断がされて

いるものとなっております。そのため、国が行う資源評価において、高位の資源水準を維持するとした資源管理の方向性としております。

資料4ページにお戻りいただきまして、第3と第4については他の別紙3と同様の書きぶりとなっております。

続きまして5ページ真ん中頃ですが、別紙3-5としまして、第1、水産資源、まだら本州日本海北部系群、第2、資源管理の方向性としまして、国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案以上に維持する。なお、資源管理基本方針に、資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする、としております。

まだら本州日本海北部系群については、国が行う令和5年度資源評価のダイジェスト版を49ページから51ページまでに載せております。本系群は49ページの上にも記載のとおり、日本海側の青森県から石川県の海域に広く分布し、広域で資源評価がなされております。50ページの下の方に図の8として、神戸プロット、あるいは神戸チャートと呼ぶ漁獲量と親魚の比をもとに4分割した図が示されております。この国が行う資源評価においてこの系群の親魚量は現在、目標管理基準値案を超えている状況となっておりますので、目標管理基準値以上に維持するとの方向性としています。

5ページ目にお戻りいただきまして、第3と第4は他の別紙3と同様です。続きまして、6ページ目になりますが、別紙3-6としまして、第1、水産資源、ひらめ日本海北部系群でございます。

第2、資源管理の方向性としまして、国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に、資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする、としております。

ヒラメ日本海北部系群については、国が行う令和5年度資源評価のダイジェスト版を52ページから57ページまでに載せておりますが、本系群は52ページの上にも記載のとおり青森県の太平洋側から富山県の海域に分布し、広域で資源評価がなされております。53ページの下の方に図の8として神戸チャートの図が示されておりますが、この系群の親魚量は現在、目標管理基準値案の値を下回っている状況となっておりますので、提案された目標管理基準値案に回復させる、との方向性としています。

6ページにお戻りいただきまして、第3と第4は他の別紙3と同様です。

続きまして、7ページ目になりますが、別紙3-7としまして、第1、水産資源、あわび類山形県海域、第2、資源管理の方向性、としまして、資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近10年間（平成26年から令和5年まで）の平

均値（7トン）程度に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする、としております。

科学的にこの程度に漁獲をおさめるのがよいというものが一番いいのですが、今のところそういうものもなく、ない場合は漁獲量や漁獲努力量などで目安を示すものと水産庁に指導されておりまますので、直近10年間の平均漁獲量で暫定的に目安を付けました。なお、58ページにあわび、さざえ、なまこ、いわがきの漁獲量の推移を載せておりますので参考に御覧いただければと思います。

7ページにお戻りいただきまして、第3と第4は他の別紙3と同様です。

続きまして、別紙3-8としまして、第1、水産資源、さざえ山形県海域です。

第2、資源管理の方向性としまして、資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近10年間（平成26年から令和5年まで）の平均値（69トン）程度に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする、としております。

第3と第4は他の別紙3と同様です。

続きまして、別紙3-9としまして、第1、水産資源、なまこ類山形県海域です。

第2、資源管理の方向性、としまして、資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近10年間（平成26年から令和5年まで）の平均値（18トン）程度に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする、としております。

第3と第4は他の別紙3と同様です。

続きまして、別紙3-10としまして、第1、水産資源、いわがき山形県海域です。

第2、資源管理の方向性としまして、資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近10年間（平成26年から令和5年まで）の平均値（64トン）程度に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする、としております。

第3と第4は他の別紙3と同様です。

山形県資源管理方針の変更案につきましては、以上でございます。御審議どうぞよろしくお願ひいたします。

議長 はい、ありがとうございます。今、かなり丁寧に説明していただきましたが、この内容につきまして、皆さんから御意見、御質問等ありましたらお願ひします。一道委員どうぞ。

佐藤一道委員 全部の協定区分に共通してあるのですが、例えば第2項に示しているもので3ページのハタハタのところですけど、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証、取り組み内容の改良、ともう1つ、第2の文末の方の、資源評価の精度が向上するよう努めることとする、というのは、自ら協定を結んでいる漁業者ということになるのでしょうか。それとも漁業権者である漁協をさしているのでしょうか。どちらでしょうか。

議長 県の方でわかりますか。

大川主査 こちらは、参加者はあくまで漁業者さんなので、漁業者さんになります。

佐藤一道議員 はい、そうすると漁業者全員がこのことを覚えていないと定期的な検証とか評価が行えないと思いますので、なんらかの指導の手順というかが組立てられなければいけないのではないかなど思います。これを全員が理解するのは大変なことではないかななど思いますので、やはり漁協さんの指導課なりが、こういった情報は必ず覚えてなければいけないですから、情報共有して、資源評価の精度が向上するような手立て、どういったこともってやっていくかということを、取組み自体が初めてなので、だんだん資源評価の精度を高めていく方向になるのだろうと思いますけれども、このあたりは漁協さんもそうですけれども、協定を結んだ漁業者にも責任が及んでくるということだと思いますので、それをしっかりと理解してもらわないといけないと思います。なので、そのあたりの行政的な指導が漁協さんになされたほうがよろしいのではないかなど思います。私の意見です。

議長 内容が抽象的なので、なおかつこれは一種の努力目標になっているのですよね。実施しようと思ったら、漁業者をまとめる組織が必要となるので、漁業者の取りまとめを行うとすればそれは漁協が行うことになるだろうという。ただ、それについての具体的な手法とか手順が定められていないくて、それは一応現場に任せることということなのかもしれませんけども、ただいきなり現場に任されてもどこから手を付けていいかわからないので、そ

のへんを例えれば行政の方で、なんらかのアドバイスなり、指導なり、手法の提示みたいなそういったこともできないか、ということも含めての御意見ですかね。

佐藤一道委員 そうです。このままだと、パッと見た時にこれは誰がという話になったときに、漁業者なのだと話になつたら、いや俺は知らないよ、ということになりかねないなと思いましたので。まずは基本的な考え方だけでも、きちんと理解してもらえるといいと思います。行政的な指導が無いと知り得る機会がないと思いますので。直ちに資源に影響するような目標値は定められてないみたいですし、ただ、あわび、いわがきなんかは具体的なトン数が書いてあるようですが、これは平均値なのでこれをオーバーすることはないのでしょうけれども、やはり形的には知っておかなければいけないと思います。

議長 御意見ということでよろしいですか。

佐藤一道委員 はい。

議長 はい、ありがとうございます。これについて県の方で情報とかありますか。

大川主査 方針の見直しもありますし、協定の見直しもあるのですが、協定は協定を結んだ半分の時期にさしかかると一度見直しの検証を行うことになっていますので、もちろん見直すときには資源管理協議会などの、県や水研、漁協などといった関係者の方の指導もありながらの検証ということになっていくと思いますので、これはもちろん行政サイドからも働きかけるものになっていくと思います。

議長 ちなみに一例をあげて、ハタハタでもいいけど、現時点でここに書いてあるような協定は現状あるのでしょうか。

大川主査 協定を結ぶ前に方針を決めないといけないということなので。

議長 ここに書いてあるような既存の協定はないということなのでしょうか。

大川主査 これからできるということです。

議長 今のところはないのですね。現状、目合規制の申し合わせなどありますけど、あれなどは協定には入らないのですか。

大川主査 目合規制は自主・・。

池田会長代理 あれは漁業者間の合意事項で。

議長 ああいったものはここでいう協定とは違うものになるのでしょうかね。

飯塚委員 自主規制ということでしょう。今までのやつてきた資源管理で、それより1歩進んだ形が協定なのですか。

議長 何をもって協定とするのかがよくわからない。

大川主査 この法律上の協定というのは、資源管理計画の後継なので、資源管理計画に盛り込まれているものなどは、ハタハタやマガレイに関して、盛り込まれているものがあれば計上されていくことになります。

議長 これから作る協定のベースには、これまで重ねてきた自主規制の内容なども考慮されるということなのですかね。

大川主査 そうです。

議長 そういう理解でいいですかね。

大川主査 はい。そうですね。

議長 他になにかありませんか。私から1ついいですか。アワビとサザエとイワガキについては目標の量が数字で出ていますよね。それでいずれも過去10年間の平均なのですよね。それ以上獲らないようにしてくださいという意味ですよね。ところでアワビ、サザエ、イワガキの過去10年間の推移を見ると、サザエは比較的横ばいに近い、アワビはだいぶ右肩下がりで減っている。イワガキもちょっと減っている感じですね。この3つの貝について、全て過去10年間の漁獲の平均値でとった場合に、資源管理になるのか疑問があるのです。例えばサザエとイワガキだったらもしかしたら過去10年の平均ぐらいでいいのかもしれません、アワビを過去10年の平均でとってし

だったら、もっともっと減ってしまうのではないかという気がして、過去10年の平均値というのを貝類に共通に当てはめているみたいですが、過去の漁獲量の推移を考えての結果なのか、考えてないのか、その辺はどうなのでしょうね。私は、あわびについて、10年の平均でやつたらいなくなってしまうのではないかと不安を感じるのですが。その辺はいかがですか。

大川主査 アワビについては、直近5年とするか10年とするか、検討したところがあるのですが、直近5年とした場合に悪すぎる時期といいますか、その前の時期が正直獲り過ぎている、獲りすぎているのも影響していますし、種苗の関係などいろいろ関係しているのだとは思いますが、今がちょっと悪すぎる時期というのもあると思います。直近の5年とするには悪すぎるの、少しまぶしたというようなイメージです。少し長くして猶予を持たせたというようなことで、そんなに厳密なところではないのですけれども。

議長 漁獲量がある程度資源量の推移を反映しているのであれば、ものが減っているわけだから、ものが減っているところで過去5年分だといいくら数字が厳しいからといって、厳しい数字を緩めてしまうと本当にいなくなってしまうのではないかと、素朴に思うのですが。そのへん委員の方いかがでしょうか。私の考えがそんな間違ってはいないような気がするのですが、どうでしょう。

鈴木委員 今の水産庁もそうだが、基本的に数字は出すが守れない数字を提示する。落としどころで、本当の資源管理の数字なのか漁業者なり生産者を納得させるための数字なのか資源管理の数字としては、ミスマッチのようなのが現状ではないかと思う。今後、山形県はわからないが、規制することによって生産額なり量は落ちることなので、落ちた分をどう補うのか。売る管理、漁場の管理、等々その辺も合わせて議論すべき、でないと守れる規制というのは、提案できないと思います。

伊原委員 議長のいうとおりで、過去10年の平均でやっていくと、減っていくてもそのままだろう。資源管理ではないのだろう。管理とは資源量を把握したうえでのいくら取っていいのかというのが管理であって、平均でやっていけば減っていくのだろうと思う。本来の資源管理というのは、資源がいくらあるのか把握したうえで、いくら獲るのか決めるものだが、いくら10年の平均だとしても細っていくのではないかと思う。

議長 これに似た事が先日出席した広域漁業調整委員会でもあります、ハタハタについて2022年の漁獲量を基準に2024年は2022年程度の量にとどめて欲しいと、いう話があったのです。ところが2022年の量はそこそこ獲れていて、2023年はガタ減りしているのに2024年は言い換えれば2022年の量を獲っていいよということなのです。思わず意見言ったのですが、2023年がた減りしているのに、本当に2022年の量を獲っていいのですかと。なかなか明確な答えが出て来ませんでしたが。なんかそのへん数字のだしかたが形式的に思えた。そのへんは漁業者の方々の自主規制でまた修正していくという方法もあるのでしょうか、自主規制をするにしても公にこんな数字が出来てしまうと、この数字が出ているのに、また自分たちで減らさなければいけないのか。という反論が出るような危惧、がしますが、みなさんいかがですか。

佐藤一道委員 おそらく山形海区だけでなく、頑張っても獲れない量を定められていて、頑張って獲った結果、なくなっていくというのは私も同感です。ただ漁獲制限をする場合、保証があるわけではないので、そのへんどこまで資源を管理して増えていく方向にもっていくのかというと、難しいところもあって、参考情報までと思って手をあげたのですが、アワビについて、ある浜では、制限の情報が出る前に禁漁をしている浜もあるそうです。全く獲れないから自分たちの浜は獲らないようにしようと。自動的にそういう動きをしている浜もあるので、漁業者の協力ばかり期待するのは大変申し訳ない所ではありますが、魚種によっては平均値を超えると直ちに罰則があるわけでもないのであれば。

目標値というところで、少し下げるのも検討した方がいいと思います。ただその点は慎重にしないと漁業者が納得できる数量になるかどうかは委員会の意見の中で、グラフを見て数字を決めるには非常に難しいと思いますが、各浜でそういう努力をしている浜があるところを発言させていただきました。

議長 一道委員に伺いたいのですが、アワビ、サザエは資源量を見ながら漁獲量、漁獲目標量みたいなものを定めやすいと思うのですが、イワガキは違うと思うのです。カキは獲っても獲ってもそう簡単には減らないし、獲らなくても増えないですよね。それがアワビやサザエと違うところじゃないですか、移動しないから。カキについての資源管理についてもし一道委員のほうでアワビやサザエと違うんじゃないのというお考えがあれば、紹介していただければありがたいのですが。例えば獲ったら獲ったところ掃除しろとか

ね。なにかありますか。

佐藤一道委員　自分がいる浜のことしかわかりませんが、遊佐海岸一帯では、あまり小さい物を獲らないように、だいぶ選んで獲っています。それでも、去年辺りからガクッと獲れる場所も減ってきていますね。漁獲に対して再生産されるまで追いついていないというところと、イワガキを漁獲してから、新しいカキの幼生が付着するまでのタイミングなどもあって、なかなか増えているのが遊佐海域の現状です。

もう1点いうと、漁法が違うこともあると思うのです。遊佐町は素潜り漁がほとんどですので、磯見の道具だと獲れる角度とか、場所、潮の速さ、透明度とかで漁獲は相当制限されるところがあるので、そういう意味では、潜水調査の仕事で行くときがありますが、まだ鶴岡、温海などの方のイワガキはまだあるほうかなと思います。

議長　伺いたいのですが、同じ吹浦地区で、獲ったら2度と再生しにくい場所と、獲っても比較的早い時期に再生する場所、同じ遊佐界隈で違う所はありますか。

佐藤一道委員　漁業者からよく聞くのは、コンクリートブロックから剥がすと付かないみたいなことはよく言われるのですが、ところが、やはり岩盤清掃とか、イワガキの幼生が付くような時期にやってみると、付着するんですね。だから、基質がどうというよりは、その年に浮遊したイワガキの幼生の量だったり、付着基質が現れているか現れていないかというところも大きいと思います。

議長　ありがとうございます。魚のことも含めて他に御意見、御質問等あれば。

飯塚委員　ちょっと聞き漏らしたか、勘違いかもしれません、7月からTACに移行するとさつき話しましたか。

事務局　しました。

議長　予定でしょ。確定。

大川主査　見込みですね。

議長 見込み、予定ですね。

飯塚委員 もう1つ、磯場のアワビ、サザエの話も出ていたのですが、協定に移してその数量を超えないようになると、例えば去年、一昨年も温海地区の人達は完全にアワビは獲らないと休んでいるわけですよ。そういったところも調整してやらないと、イワガキもそうです。鼠ヶ関なんかは素潜りで獲るのは、1日3箱までと、ところが酒田、吹浦に行けばもっと数多いわけですよね。

そういったようなところも、現場に合わせたような見方をしていかないと、総体的には県全体で例えば1トン、10トンと決めたりしても、浜に説明して降ろすときに納得いくような浜の状況に合わせて、ここはこれだけの資源しかないのだから、もう少し落してくれとか、あるいは今まで我慢していたからもう少しいいよとか、総体的なバランスをとる必要があると思う。数字も何も出ていないので、過去の漁獲量を平均して超えないようにしてくださいよということであろうかと思いますが、現実的には漁業者は獲ってなんぼの世界ですから、浜で我慢して管理してきた、我慢して獲らなければいけないところをそれと同じような平均値をとって、ただこんなものといわれたら、一生懸命に管理してやってきたところが涙をださなければいけないような、割り当てというか、やはり現場、地先にあったような方向性を、よく説明してやらないと、イマイチまずいのではないかという気がします。全体には分かります。数量ではわかります。協定に移すということは、今まで以上に、きちんと数量を出しなさいよと言っているのではないかと思っているのですが、罰則があるわけでもないし、協定になればわかりませんが、そのような見方しかできませんが、そんなのでいいのですか。

議長 具体的な数字でというようなものこそ協定で決めていって欲しい、そしてその成果を確認して欲しい、そして協定の見直しを検討して欲しいということだと思うのですが、要するに現場でもっとやって欲しいという意味にも聞こえるような感じがします。

飯塚委員 今までの資源管理は数量やTACで決められたこと以外に、魚は全長、カキにしても、殻の大きさなどで、小さいものは獲らない、大きくなつてからお金になる大きさになってから獲ろうというような意思があって、そういうような規制で管理をしていきましょうということでハタハタ、ヒラメにしても、管理をしてきましたが、価値あるものをとって、価値の低いものは獲らないでおこうという稚魚は獲らないとかそういうことはなに

も謳っていないで、ただ獲った数量だけしか出していない、見ないというような感じなので、資源管理というのはそんなもんでもいいのかな、協定に強く移すにあたって、浜でやっていることも見て、そういう考え方を入れてもらえばありがたいのだなという感じで受け取りました。

議長 それを魚種ごとに1つ1つやるのはものすごい膨大な作業になると思うのですけどね。

飯塚委員 今までも管理やってきたので、ハタハタ、ヒラメだとか時期を決めて底びきとか禁漁区域にして、今までも資源管理やってきたので、まだ数字は出ていませんが数字を出すときに考えていただきたいと思います。

議長 御意見として伺います。

飯塚委員 はい。

池田会長代理 いいですか。今の話とは少し離れるかもしれません、ここにあかえびが入っていますが、過去の例からいうと、あかえびは夜は9割以上網に入らなかったのですが、今は去年の10月頃からは、日中も夜も変わらないくらい網に入るようになった。夜入るのは、飛島の西側の深さ600メートルの所なら、昼夜関係なく同じ状況で獲れていたのですが、前タラ場の産卵が始まると10分の1位に減ってしまう状況でした。しかし、去年あたりから昼夜関係なく30や40箱、入るようになった。ところが、今年の1月頃から夜に入らなくなつたなあと思ったら、朝も入らなくなつて、今ここの沖はそれっきりあかえびが1割程度かな。

議長 減ったということですか。

池田会長代理 はい、全然いなくなったような状態。2月29日に自分が漁をしたところ、小、中、大、みんな合わせても1回で10箱くらいしか獲れなかつた。10月頃は夜でも30から40箱獲れていたのに、今変換期なのか。昔は、夜は全く入らなかつた。がさえびは入るけどあかえびは入らないという状況だった。ところが、去年あたりからいなくなる前兆は夜も入るということを認識し始めている。だから、ここであかえびと書いているけれども、あかえびの変換期なのかわかれれば教えて欲しいです。どうしてこういう変化になっているのか、減る前兆なのか、研究所からわかれれば、付け加えて欲し

い。

議長 もし、水研の方で情報なり考え方があれば紹介いただければと思いますけれども。

阿部所長 鼠ヶ関と由良もそうなのですかね。酒田だけの現象なのかどうかちょっとわからないのですが、夜は入らなかったというのは、たぶん、夜はえびが浮いている状態だったのが、昔の生態だったのかなと。夜も昼も入るということは、夜、浮遊せずに、昼も夜も底にエビがいるというような状況になったのかなと思います。たぶん、餌の関係なのだろうと思うのですが、夜は少し浮いたところにプランクトン層があってそこにえびが泳いで行って食べている。そういうたった餌がいなくなつて、昼も夜も底にいるようになつたと。そういう構造になったのかなと、今話を聞いて思うのですけれども、最近いわれているのが、水温に関して、表層とか中層だけでなく低層の温度も非常に変わっていて、それによって低層に住む生き物の水深帯がどんどん変わってきてていることが国の研究所の方でもやってきていることです。口細なんかもどんどん深みに落ちていって、その結果、口細が適する餌環境の水深帯がどんどん狭まっていたのだという情報もありますし、酒田沖は、鼠ヶ関沖に比べて急深な海底地形ですので、より顕著な変化として現れたのか、一時的な現象なのか。今後ともあかえびがいなくなる状況が続くのかどうかは、ちょっと今の話を聞いただけではわからないかなというふうに思います。

議長 池田委員、今の説明はいかかでしたか。

池田会長代理 水温の話ですが、300メートル辺りの水温は9月も今も1.5度前後でほとんど変わっていないのです。そうすると、暑いからといつても、水温が高くなっていると言っているのは、水深150~200メートルくらいまでのことで、それから急に300メートルまでは急。

沖ギスやほっけなどは、同じ層にいます。網半分違つて沖ギスが入った、沖ギスが入らないでホッケが入ったというその層が短いのです。エビの層にいると300メートルの層は変わらないのだと説明を受けた時があるのだけれども、だいたいエビひきは浅い方から深い方に引っ張っていくので、そんなに温度差は気にしなくともいいのだと思う。ただ、昼夜逆転するのが、なんでそうなっているのか、これからもそういう状況が出てくるのか、エビが減る前兆なのか、そういうことがわからないわけなので、ここで規制だと

言われても、そういうものが増えるのか減るのかわからないので、こういう魚の変化も出てきているのだということを聞きたかったのです。

タラみたいにアマコが少ないからタラが減るのだろうというのはわかる。でも、あかえびは夜昼逆転して量が少なくなっているのはなぜか。鼠ヶ関の方は、あかえび漁はどうですか。

飯塚委員 ないです。獲りすぎなのかわからないけど量はないです。1回に入る量は半分くらいではないかな。

池田会長代理 去年あたりから見れば、今頃の季節は30から40箱は入っているはずが、今年は10箱位です。全然商売にならなかつたもの。だから資源管理方針を出す魚の中にも、そういう変化のみられる魚も出てきているのかなと思います。

議長 今回の資源管理方針の中で皆さんから御意見いただきましたが、最近ビジネス用語でPDCAサイクルという言葉がありますよね。Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Action（改善）これは協定結んで、計画立てて、実行して、結果をチェックして、次の行動に出るという、流行りのビジネス用語に便乗しただけと言ったら大変失礼ですけど、そんなふうな気もして、要は現場でやってくれということなのかなということになるのではないかという気がするのですが、そういったことに皆さん御不満もあるようですが、そろそろこの議題だけやっているわけにもいかないので。

佐藤一道議員 すみません。先ほどのアワビですが、飯塚委員からもありましたが、補足して、浜で止めているというものもありますが、イワガキについても自ら休んで禁漁しているところも鼠ヶ関などがありました。遊佐においても一昨年7箱から5箱に減らしています。協定で定める他にこういった漁業者が自ら努力している情報ももう少し集められるといいのかなと、集めて反映するとかではなくて把握していくことは大切だと思います。今、イワガキでも漁業者も努力しているところがあるのだということを補足させていただきます。

議長 基本的な管理方針ですので、なかなか細かいところまで決められないと思いますけれども、諮問案件なので、これでいいか、これについて具体的な修正案を出すのかという話になるのですが、あるいは、要望的な、今後こういったことを希望するといったことを添えて答申ということもあるのです

が、具体的にこれをこういうふうに変えてくれというものはありますか。

鈴木委員 考え方なのですが、基本的に管理するときに、本当は国も永続的に資源をということで管理するのですが、管理イコール獲れない。獲れなければ漁家経営ができるないというそのジレンマの中で、オリンピック的な1匹でも多く獲りたいという漁業者の心理が増して管理できにくいという。だから、その中で1つ考え方なのですが、アワビとかサザエ、貝類は管理しやすい魚種なので、例えばこのサイズであれば10,000円、このサイズであれば8,000円とか、このサイズ以上はいくらという、ある程度漁協なりが販売力を持っていれば、そこらへんのことを担保させながら管理するという、今後1つの理想論ですけどどうかなとは思います。やっぱり国も今、いろいろ資源管理の方法をずっと前から出していますが、やっぱり管理の難しさを分かつて、最終的に各浜なり漁業者間で協定を結んで、管理しているところであれば、そこをまずは尊重するということは明記しているので、他県みたいに海岸線も長く資源も豊富な県とか地方はそれでいいが、山形県みたいに海岸線も無く資源も少ない中で、魚種の奪い合い的な考え方でなくて、少なくとも漁家経営ができるような、水揚げ金額が上がるような方策も漁協なり行政なりも、議論しながらの管理をもっと前に進めていって欲しいと思います。

議長 私も冒頭の挨拶でブランド化して、同じ量を獲れても高く売れれば、売り上げが上がるという話もその一環だったのですけどね。わかりました。

飯塚委員 もう1ついいでしょうか。管理するということは、抑えるという意味にとってしまうのですが、量が増えた場合、例えば、貝類はすぐ増える想像はつきませんが、極端な話、マグロなどは、獲っている漁師たちによれば、イカ釣りをする漁師たちは、特に増えて困っているわけだ、マグロやサメは天敵なので、そういうことを考えていくと、ハタハタにしても、ゼロに近い状況であっても、いろいろな魚が増えた時には、それだけ獲れるということを考えておかないと、漁業者は管理、管理で獲れるものも獲らずに生活も苦しい中でやってきているわけだから、考え方でしょうが、よくなったら、よくなったように獲れるということも文言みたいなもので入れるのは、数字が出ていないので難しいでしょうけれども、そういうたとこもぜひ考えて、実際に漁業者の生活を守るために資源管理をしなさいということでやっているわけなので、よくなったらよくなったように値をいただけるように漁業者にも希望を持てるように、1つ含みみたいなものを入れていただ

ければありがたいのではないかと思います。ただ管理、これ管理、あれ獲つて悪い、これ獲って悪いといわれながら、現実に増えていると思っていても、管理の中だからダメだというのでは、ちょっとかわいそうというか、人間としておもしろみもないと思うので、よくなれば獲れるのだという文言、わかりませんが、そういう雰囲気になれるような、説明できるような態勢で管理をするには必要ではないかなと思います。現場に足を運んで、県独自で決められるような数量なので、マグロみたいに国際的に決められているものではないので、漁業者も喜べるところがあると匂わせるというと語弊がありますが、ぜひともそういう言葉にしろ雰囲気が持てるような管理の仕方、決め方をしていただければと思います。

議長 はい。ありがとうございます。ちなみに県に伺いたいのですが。貝類は具体的なトン数は出ていますが、魚はトン数が出ていませんよね。

大川主査 貝類は、県独自なので県で出していますが。魚は広域なので数量は出さないという理由です。

議長 魚はバーツと増える可能性があるから数字を特定しないという訳ではないということですね。

大川主査 そうですね。国で評価されているものなので。

議長 なるほど、わかりました。ということで、こちら諮問案件ですので、今の要望も考えたうえで、現時点での県の管理方針として、これについて、委員会としてはこれでよろしいという結論でよろしいでしょうか。

一応 はい。

議長 要望はいろいろ付け足して答申をしたいと思いますが、方針案はこの内容で結構だということで、委員会の結論をしたいと思いますので、御了承願います。

第2号議案

令和6管理年度における特定水産資源の知事管理漁獲可能量について

議長 次に、第2号議案、令和6管理年度における特定水産資源の知事管理漁獲可能量について、これにつきましても諮問案件となりますので、水産振興課

の方から最初に説明をお願いします。

加賀山課長 それでは資料2を御覧ください。諮問案件となりますので、諮問文の方から読み上げさせていただきます。(諮問文を読み上げる) 詳しくは担当の大川から説明させていただきますので御審議よろしくお願いします。

議長 はい。説明お願いします。

大川主査 では、諮問文をめくっていただきまして、漁業法第16条第1項の規定に基づきまして、くろまぐろ(小型魚)に関する令和6管理年度における数量を定める公表案を記載しておりますので御覧ください。

山形県知事名の後に具体的に定める内容を記載しておりますので読んでいきますが、くろまぐろ(小型魚)に関する令和6管理年度(令和6年4月1日から令和7年3月末日までの期間をいう。)における漁業法第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

1としまして、都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量ということで、これは、国が山形県に定めた数量になりますが、12,700kgと定められております。これは令和5管理年度と同量です。

2としまして、知事管理区分に配分する数量でございますが、知事管理区分としまして「山形県くろまぐろ漁船漁業」と「山形県くろまぐろ定置漁業」の2つの区分を設けております。「山形県くろまぐろ定置漁業」に対しては、混獲管理のための漁獲可能量を配分するということで、200kgの配分案としております。これは、今期と同様の数量になります。そして残りを全量「山形県くろまぐろ漁船漁業」に配分することで、12,500kgの配分案としております。これらは令和5管理年度と同様です。くろまぐろ小型魚については以上でございます。

次の3ページにまいりまして、くろまぐろ(大型魚)に関する令和6管理年度における数量を定める公表案を記載しておりますので御覧ください。山形県知事名の後に具体的に定める内容を記載しておりますので読んでいきます。くろまぐろ(大型魚)に関する令和6管理年度(令和6年4月1日から令和7年3月末日までの期間をいう。)における漁業法第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

1としまして、都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量ということで、国が定めた数量10,400kgを記載しております。これは令和5管理年度と同様です。

2としまして、知事管理区分に配分する数量でございますが、山形県くろ

「まぐろ定置漁業」に対しては、混獲管理のための漁獲可能量を配分するということで、100kg の配分案としており、これは、今期と同様の数量になります。そして残りを全量「山形県くろまぐろ漁船漁業」に配分するということで、10,300kg の配分案としております。大型魚については以上です。

続きまして、次の4ページにまいりまして、すけとうだら日本海北部系群に関する公表案をお示ししておりますので御覧ください。前の資料同様、読んでまいります。

すけとうだら日本海北部系群に関する令和6管理年度（令和6年4月1日から令和7年3月末日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

1としまして、都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量ということで、国が山形県に定めた数量といたしましては、現行水準となっております。

2としまして、知事管理区分に配分する数量でございますが、山形県すけとうだらをとる漁業を総じて「山形県すけとうだら漁業」として定めておりますので、知事管理区分として「山形県すけとうだら漁業」に配分する数量として現行水準として定める案としております。すけとうだらについての御説明は以上でございます。

続きまして、次の5ページにするめいかに関する公表案をお示ししておりますので御覧ください。前の資料同様、山形県知事名の後に具体的に定める内容を記載しておりますので読んでまいります。するめいかに関する令和6管理年度（令和6年4月1日から令和7年3月末日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

1としまして、都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量ということで、国が山形県に定めた数量といたしましては、現行水準となっております。

2としまして、知事管理区分に配分する数量でございますが、山形県に住所等をもつ者がするめいかをとる漁業を総じて「山形県するめいか漁業」として定めておりますので、知事管理区分として「山形県するめいか漁業」に配分する数量として現行水準として定める案としております。するめいかについての御説明は以上でございます。

今ご説明いたしましたとおり、くろまぐろ小型魚、くろまぐろ大型魚、すけとうだら日本海北部系群及びするめいかにつきまして、国から県に定められた数量と、それを知事管理区分に配分する数量について、県知事が定めるものとなっておりますので、このような形で定めたいと考えております。御審議よろしくお願ひいたします。

議長 はい。ありがとうございます。この内容は令和5年度と同じ内容ですよね。
引き続き昨年度と同じ内容で諮問案件となっておりますが、皆さんから、質問、御意見等ございませんか。

飯塚委員 勘違いかもしれません、定置で大型魚 100 キロというと、200 キロとか釣り上げた場合どうするの。一応獲っては悪いことになっているわけだけれども。

議長 定置の場合でしょ。理論的には定置に 200 キロ入った場合、放流じゃな
いですか。

飯塚委員 そうなのですか。はいわかりました。

議長 そういう考え方だと思うのですが違いますか。

大川主査 そうです。

議長 残念ながら。

飯塚委員 理屈で考えたらこんなこと、入った物をちょっと超えそうだからとい
って離すような良心というか。

議長 だから、結局、網の全面開放になってしまふだろうということがあります
よね。他の魚まで逃げてしまう。

飯塚委員 わかりました。机の上で数字出したりするのは簡単にできるよ。ただ
実際に定置網やっていて、今まで聞いたことはないけれども、仮に入ったら
ルール違反になるわけだ。そういう目に見えてわかるような数字をこう
いうふうに出していくというのは俺はちょっと不思議でしようがない。絶
対的にこれしかないと言われればそれまでだけれども、そのへん県の方で
どう考えているのか。

議長 実際定置に巨大なマグロは入ったことはあるのか。

飯塚委員 俺は聞いたことはないが、昔は入っていたけども。

池田会長代理 入っているところは、あるんじゃないですか、象潟とか。

議長 向こうは網が違うから。

鈴木委員 飯塚委員の返答になるかわからないが、参考までに聞いてもらえば。

これを決めるときに、俺も最初の検討委員会に入っていたものだから、まあこういう数字になったのですが、まず定置に一応打診をして、こういう数字でいいですかとは聞きました。それで、定置の方も、定置は別にマグロを狙っているわけではないし、マグロは迷惑なので、まあいいだろうということでこういう数字にしたのだが、今言われるよう、今後、入る可能性もあるわけで、入った場合のことを考えれば、これは俺の個人的な考え方だけど、県が留保枠を持っていて、それをうまく使うという方法はあると思います。国も留保枠をもって、突発的なことに充当しているので。もう1点が、留保枠を持っている場合に、今度は漁獲枠の80パーセントを獲ればいいのだが、80パーセント未満だとペナルティーがある制度なので、なるべく枠を8割から9割消化した方がいいというシステムなので、留保枠を取つておいて残した場合はということを考えると、こういうような感じになったのです。

議長 漁船の方がコントロールしやすいって面もあるのですよね。定置にはその分我慢してもらっているということですね。万が一大きいのが入つたら、泣く泣く離すという考え方‥。

鈴木委員 後は検討委員会のメンバーが決めればいいだけのことだけど。1つの案としては、もし定置に突発的に入つたら、はえ縄の分を余つていれば譲渡してやるとか、使わせるというような、そういう条文が1つあればまた違った見方になるのかもしれません。

飯塚委員 はい。結構です。

議長 間違って100キロ10本も入つたら大変ですね。他にありますか。最近市場に見ないスケトウダラですが、若干揚がっているのでしょうか。

大川主査 若干は揚がっておりますが。

池田会長代理 ほとんどないです。

議長 昔は揚がったんですよね。山形県もね。

事務局 2023年、年間で2.6トン、多い月で500kgくらいですね。

議長 池田さんは昔どのくらい獲れたか御存知ですか。

池田会長代理 昔は1日1000箱持ってきたことがある。みんな最上堆だった。

議長 では年間で100トンくらい獲れたのですかね。

池田会長代理 100トンぐらいは獲っていたんだろう、もっと獲っていたかもしれない。最上堆の下側に全部船が並んで、一斉にやっていたものです。

議長 激減したのは何年くらい前からでしたか。

池田会長代理 20数年もある。

議長 そんなになりますか。現行水準といつても微々たるものですね。はい。わかりました。これは例年どおりなので、もう御意見の方はよろしいですか。

一同 はい。

議長、はい。ではこの諮問内容について、特に問題ないということで回答しておきたいと思います。

第3号議案

特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する
令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の変更に関する取扱いにつ
いて（諮問）

議長 第3号議案、特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の変更に関する取扱いについて、こちらも諮問案件になります。水産振興課のほうから御説明お願いします。

加賀山課長 それでは資料3を御覧ください。諮問案件となります。諮問文の方から読み上げさせていただきます。(諮問文を読み上げる) 詳しくは担当の大川から説明させていただきますので、御審議よろしくお願いします。

議長 はい。引き続きお願いします。

大川主査 濟問文の次の別紙を御覧ください。クロマグロの資源管理につきましては、背景に記載のとおり国際的な管理で国ごとに漁獲枠を設定しておりますが、それを各国で管理して、マグロの資源管理していくこととなっていますが、一方で令和2年12月施行の改正漁業法から漁獲可能量を定めるときに、農林水産大臣は水産政策審議会の意見を、都道府県知事は関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないとされております。水産庁では、クロマグロの漁獲可能量の繰越による追加配分や融通による配分変更については、手続きの迅速化を図るため、あらかじめ水産政策審議会に配分方法等の案をお示しして、了承を得たうえで配分を実施して、審議会へは事後報告による対応を実施しています。

当県も令和5管理年度につきましては、そのような形で対応させていただきました。

令和6管理年度における取扱いにつきましても、同様に迅速に対応を行う必要がありますので、前年度同様、配分を3にお示ししたとおり、海区漁業調整委員会の了承を受けたうえで、配分を実施した直後の委員会において報告を行う対応としたいというものですござります。

3令和6管理年度における農林水産大臣からの追加配分及び融通による知事管理漁獲可能量の変更について、でございますが、漁獲可能量の知事管理区分への配分につきましては、資源管理方針の別紙1-3及び1-4配分の基準を示しております、クロマグロの小型魚、大型魚とともに、本県に配分された漁獲可能量のうち、混獲管理のための漁獲可能量を山形県くろまぐろ定置漁業に配分することといたしまして、残りの全量を山形県くろまぐろ漁船漁業の方に配分することとなっております。そのため、追加して配分された全量を山形県くろまぐろ漁船漁業に配分することとしたいと考えております。また、県内の関係漁業者の要望によりまして、融通に係る協議を行った結果、農林水産大臣から都道府県別漁獲可能量の融通の通知を受けた場合には、その結果に基づき速やかに知事管理漁獲可能量を変更したい、というものでございます。令和6管理年度も引き続きこの取り扱いでお願いしたいということでございます。御審議よろしくお願いいたします。

議長 これにつきましても例年どおり変更はないということでよろしいですね。

事務局 はい。そうです。

議長 こちらも諮詢案件となります、みなさんから御質問、御意見等ございましたら宜しくお願ひします。いかがでしょうか。

鈴木議員 案件には異論は無いですが、マグロの全国会議は終わりましたでしょうか。

議長 全国マグロ会議でしょうか。

鈴木委員 水産庁との協議。年1回ありませんでしたか。

大川主査 全国会議は年に何度もやっていまして。

鈴木委員 水産庁と協議するときに、1つ提案ということで、もし会長が異論なければ言って欲しいということで1つの案ですが。

議長 ただ、私は参加していませんので。これは漁調連と違うので。

鈴木委員 そうか。

大川主査 全国会議もいろいろあるのですが、都道府県向けの会議だったり、漁業者を対象にして意見交換をする場もありますし、いろいろなレベルであります。

鈴木委員 もし、意見を言えるような場面があったときに、1つ、お願ひというか、考え方ですが、マグロの管理もいいし、ただ、自然界の中で1魚種が一方的に増えることによって、生態系のバランスは崩れますよね。だから、国際会議でも、資源の量は必ず評価しなければいけないが、一方が増えることによる弊害も議論の対象に入れてはどうでしょうかということで。例えば、イカだって海底にいますが、本当は海面に浮きたいけれど、頭の上にミサイルが飛んでいるように泳いでいれば浮くことができなくて、今は底びきの対象魚種になっているのかもしれないし。これはあくまでも想像ですけど。だから、そのへんのことも協議の対象に入れてもらってはいかかでしょうか

かと思いますが。

議長 日本人的にはマグロが獲れ過ぎてイカが減ると困るという発想もあるのでしょうかけども、どうなのですかね。マグロは世界中の人が食べていますが、イカを食べる民族は極僅かですからね。ただ国際会議では、なかなかそういう日本の立場というものは理解してもらうのは難しいと思うのですよね。だからこそ、外国人の人により理解してもらえるようなプレゼンテーションというものは必要なのでしょうけれども、なかなか食生活が日本人と外国人では違うので、なかなか日本の立場がそういう国際会議の場で理解してもらえないという面はあるじゃないでしょうか。

鈴木委員 確かにすぐにはわからないと思います。ただ、言い続けなければ伝わらないというところもあるので、どうでしょうかとは思います。

議長 実際、今後、近いところで、国際会議で増やしてもらえそうな雰囲気というのはあるのでしょうか。情報はありますか。

大川主査 増やしてもらえるかどうかの雰囲気はちょっとわからないのですが、次の WCPFC では増枠の提案をすることを聞いています。

議長 ちなみに日本では毎回、増枠の提案をしているのでしょうかね。

大川主査 毎回ではないです。駆け引き的な所で、控える年もあります。

議長 そうなのですか、私は継続的に提案していて、極まれに認められていると思っていたのですが、違うのですね。

大川主査 状況によるのですが、基本的には増枠は狙っています。

議長 みなさん実感としては、増えている実感があるのに、なかなか国際的な割当が増やしてもらえないのはなぜなのか、我々も漠然と疑問は思っていますが。その実態がわからないものですからね。

大川主査 評価が遅れてやってくるということも、実感とのギャップ、時間差があるかなとは思います。

議長 なかなか外国人に理解してもらうのは難しいみたいですが、あとは、悪く考えれば、日本で獲れなければ、外国で獲った魚が日本に売れるみたいなこともあるでしょうし。日本で売れば外貨の獲得にもなりますしね、周辺国としては。日本がたくさん獲れれば買ってくれないですからね、そういうこともあるのかもしれませんけど。政治的な駆け引きなので、なかなか我々が思いつくところではないようですけれども。

この山形県に関しての知事管理漁獲可能量の変更の取り扱いについての今後の手続きですが、これについては何かありますか。

飯塚議員 これには異議ないのですが、認識不足で申し訳ないのですが、追加配分量とはどの程度なのか、わかりますか。超えた分をということなのか、それとも 100 キロまでなら追加配分ができるというものなのか、定置の混獲分以外は配分するのだけど。

大川主査 追加配分といいますと、1つは先ほどもお話しましたが国は留保というのを持っていまして、国は県や大臣漁業に配っているものもありますし、その他に自分で急な漁獲の状況があつたりすると追加配分する可能性があるので、予備的に持っている留保枠というのがあります。それは基本的にはキープしておいて、国際的な約束で、国として 17 パーセントの枠が繰越できるという制度があります。国で繰越して都道府県にも配れるものが出でてくるというものと、都道府県に枠を配ったけれども、消化できなかつたものは国に召し上げられて、それも一緒に繰越されるものがあります。余ったものを繰り越して再配分できるかは、どれくらい余るかによるので、年を越して配れる量に変動があるわけです。基本的には繰り越したものなどを再配分する量で決まってきます。

議長 再配分するときは消化率なども考慮されるのですね。

大川主査 そうですね。

飯塚委員 この中ではそういうやり方をしますよというだけで、国から数量の指示がない限りわからないかぎりわからないわけか。わからないのでしょうか。何キロと具体的な数字はないけど、国がやりくりして余ったから使わせてやるよということをこの文章で OK してくださいという解釈でいいですか。数量は決まってないと。

事務局 年度末でいくつまで消化しましたということがガッチリ固まれば、ではいくらの範囲でということで初めて出るものです。

飯塚委員 はい、了解しました。

議長 一般的な傾向としては、全国的に余剰数量が多くて、なおかつ山形県の消化率が高ければ、山形県はたくさん配分がもらえると、わかりやすく言えばそういうことですよね。

事務局 そうです。配慮してもらえるということです。

飯塚委員 事務局の一声、二声、大きく言えばいっぱい貰えるかもしれないですか。

事務局 いや、それは計算方法が決まっているので増えません。

議長 一声で増えればいいのですが、これにつきましては諮問案件ですので、この内容で妥当であるということをこの結論とさせていただきたいと思います。

5 報告事項

(1) 漁港漁場整備法及び山形県漁港管理条例の一部改正について

議長 続きまして、報告事項(1)、漁港漁場整備法及び山形県漁港管理条例の一部改正について、これにつきまして、水産振興課から御説明をお願いします。

伊澤主査 報告事項の1につきまして県の水産振興課の方から御説明させていただきます。今回御説明をさせていただきます漁港漁場整備法という法律がございます。なぜ突然漁港の話と思われるところがあるかもしれません、結論からいいますと、資料の5ページ目を御覧ください。

今回、令和6年の4月1日から施行となります漁港及び漁場の整備等に関する法律、現在の漁港漁場整備法の題名が変更となりまして、漁港及び漁場の整備等に関する法律となるわけですが、こちらの第49条の第3項49条自体が新しく設けられるところになりますが、第3項のところで、第1号海区漁場計画又は内水面漁場計画の内容と抵触するものでないこと、前号に掲げるもののほか当該都道府県知事の管轄に属する水面における漁業生産力を発展させるための水面の総合的な利用の推進並びに水産動植物の生育

環境の保全及び改善に著しい支障を及ぼす恐れが無いと認められること、に続いて、第4項ですが、第2項の同意をするときは、あらかじめ、同項に規定する事項について、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならぬ、というふうな規定が追加になっております。

何について意見を聴かなければならないのかといいますと、第49条の最初の方に戻っていただきて、漁港水面施設運営権というものを設定する際には、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないという文言が、この度追加になりましたので、この点を海区漁業調整委員会に報告するために、やってきたわけでございます。

資料は戻りまして、一番最初のカラー刷りのページを御覧ください。まず法律の改正の中身について説明させていただきます。まず、漁港漁場整備法という法律の題名が変わりました。漁港及び漁場の整備等に関する法律となっております。ただ名前が変わっただけでなく、法律の目的として漁港の活用の促進という目的の規定が追加になっております。最近はやりの言葉で海業(うみぎょう)というものがあります。この海業を促進していきましょうというふうなことが、それを目的として今回の法律の改正に至ったという流れでございます。

海業、言葉の定義としてなかなかなじみがないかもしれません、もし既に御存知の方おられましたら申し訳ないのですが、一応説明させていただきます。海業の定義を一言で申しますと、漁村の方々が海や漁村に関する地域資源の価値や魅力を活用して所得機会の増大等を図るための取組をいうというふうなことが水産庁のホームページに載っておりました。昨年度、令和4年度の水産白書によりますと、海業という言葉自体は、昭和60年に神奈川県三浦市から提唱された言葉とのことでした。海の資質、海の資源を最大限活用していくということをコンセプトに、漁業や漁港を核とした地域経済の活性化を目指すというものだそうです。

令和4年の3月に閣議決定されました水産基本計画の方にも、海業というものが政策課題として盛り込まれている状況です。

資料の1ページ目の上の囲みになりますが、海や漁村の価値・魅力を活かす海業の推進を図るということが今回の法律の改正の大きな目的となっております。

3ページ目に海業の推進を図るために、さまざま障害になっているようなことがあるわけなのですが、それらを取り払うために旧漁港漁場整備法を改正することによって、漁港施設等活用事業制度という制度が今回から新たに盛り込まれたということになっております。3ページ目の左側の赤の点線の部分を御覧いただきたいのですが、要は漁港を最大限いろいろな形、

例えば遊漁の施設だったり、海産物の直売所だったり、そういうものを作るために漁港施設内の行政財産の貸付け最大30年可能にするとか、漁港区域内の水域・公共空地の長期の占用、今まででは、漁港漁場整備法に基づくものでは最長でも10年だったわけですが、今回法令の改正に合わせて最大30年に改まっています。

さらに、漁港水面施設運営権(みなし物件)の所得が10年、権利を設定できるようになっております。

漁港水面施設運営権とは何かということなのですが、漁港の区域内の一定の水域における、水面固有の資源を利用する漁港施設等活用事業を実施するために、当該水面の占用をして必要な施設を設置し運営する権利となっております。私も民法はあまり詳しくないのですが、その性質としては、物件としてみなされ、要は財産的価値が帯びるというふうな権利を設定できるということになっております。

この漁港水面施設運営権を漁港区域内に設定する際には、最初の話に戻りますが、海区漁業調整委員会から知事は意見を聴かなければならなくなつたということありますので、この点報告をさせていただきます。

ここから先は参考程度にお聞きいただければと思いますが、法令の改正にあわせて、県の条例の方も一部改正しております。資料6ページを御覧ください。山形県漁港管理条例の改正ということで、県の漁港管理条例も一部改正しております。漁港施設の貸付けだったり、漁港水面施設運営権の設定ですか、水面等の長期占用が可能になったことに伴つてこれらのことをしてしまうとする方から占用料、使用料を徴収するための規定の整備を図ったということが、今回の条例の中身となっております。

御説明は以上になります。

議長 はい、ありがとうございます。要は知事に同意権限があるのですが、知事が同意するにあたって海区の意見を聴かなければいけない、ただ、海区の意見に拘束されるとは限らなくて、あくまでも海区の意見を聞いてたうえで同意するということですね。

伊澤主査 はい。ただ、海区調整委員会の意見は普通重いわけですが、漁業権という権利があるわけでして、その権利と漁港水面運営権は当然、被ってくるわけですが、水産庁に、被った時にどちらを優先するのかと聞いたら、漁業者の権利の方を優先してくださいという回答でしたので、基本的には漁業者の方の権利が優先で、運営権の方は調整が付いたところはやつたらいいのではないかというのが今のところの水産庁のスタンスになります。

議長 そうかもしれないけど、条文にはなっていませんよね。

伊澤主査 条文はそうなっていませんが、水産庁の方で別途補足する資料をさまざま作ってまして、聞いたらそのような回答をいただきました。

議長 だったら裏でそんなこと言わないで、ちゃんと条文に書いて欲しいですけどね。わかりました。

これは漁村などという言葉も使ったりしていて、よくわからないのですが、いわゆる地域の港を想定しているのか、それとも酒田港みたいなところも入るのか、わかりにくいのですが。それはわかりますか。

伊澤主査 漁港ですので酒田港は入らないです。

議長 でも酒田港の中にも漁港区はあるよね。そこがわからないですね。

伊原委員 漁港漁場協会の監事として。酒田港、加茂港、鼠ヶ関港は漁港区の方は県の港湾事務所の管轄で、漁港ではないです。飛島港は避難港で第2種か3種、吹浦港は第1種の漁港で県が管理する、由良港は第2種の漁港で、こんなふうに県が管理する港湾と漁港とは別になっているのです。米子は1種、あと市町村管理の小さい漁港では遊佐町では女鹿があり、漁港、1種から3種まであるのかな、1種、2種くらいしかわかりませんが、そこは県が管理しますというくくりになつていて。上部団体が水産庁の漁港整備部で下部が水産振興課ということになります。

議長 私も全条文を見ていないからわかりませんが、漁港及び漁場の整備等に関する法律の中に漁港に関する定義条文はあるのですか。

伊澤主査 あります。

議長 どういう定義ですか。

伊澤主査 第2条で漁港の定義というものを掲げているのですが、第6条第1項から第4項までの規定により指定されたものをいうとなつております、第6条の方で第1種漁港から規定がなつていて、告示しているかと思いますので、その告示したものが漁港ということになっています。

議長 すると、漁港及び漁場の整備等に関する法律の対象にならない港は山形県ではどこになりますか。

伊澤主査 酒田とかはならないと思います。

議長 酒田以外は対象になるのですか。

伊澤主査 漁港であれば。なので、市町村管理の小規模な所も、漁港であれば対象になってきますし、県管理は当然なります。

議長 では、酒田港以外はみんななるということですか。

伊澤主査 いや、鼠ヶ関もおそらく港湾ですし加茂もです。

議長 では、酒田、加茂、鼠ヶ関3か所。

伊原委員 加茂は、金沢と今泉も山形県漁港漁場協会の会員ではないです。油戸は会員ですが。

議長 そんな感じになるんですね、適用される対象の港はね。わかりました、ありがとうございます。

ということで、これに対して御意見、御質問等あればお願いします。

佐藤一道委員 漁港管理条例も4月1日から動き出すのでしょうか。海区委員会に意見を聞くまでのプロセスとして、やはりどうしてもここにあがってきました、地元の漁業者の意見はどうなのですかという話に必ずなると思うので、事前協議ではないですが、どの位まで、地元の漁業者に伝わって委員会に持つてこれるのか。委員会で協議できる段階に進んだ状態で委員会に意見を聴いてほしいな、と思います。

おそらく事業者についても、一旦委員会に諮られたけれども、情報不足なので戻して、浜の漁業者と話をしてくださいとなると、相当長い期間を要すると思うので、今回のこのことだけではないのですが、そういうプロセスに配慮していただきたいと思います。

議長 御意見ですね。はい。これはある程度具体的なプランができた状態で知事

に同意を求めるという格好になるのでしょうかね。

伊澤委員 そうです。なので、プロセスとしては固まった状態で委員会にお諮りするということになると思います。いきなり委員会にドンではなくて、ある程度固まりつつあるときに最後に施設運営との調整があるということで海区委員会に諮らないといけないということになっていると思います。

議長 ある程度簡単な設計書レベルのようなものができた状態であがってくるということでしょうかね。

伊澤委員 はい。そうです。だいぶでき上がった状態のものがあがってくると思います。

議長 なるほどね。イメージ的にはそうなるのですね。皆さんの方から何か。

鈴木委員 県に聞きたいのですが、漁港の施設の運営権とか長期占用とかとありますけど、ここに料金などを発生させるという考え方もありなのか。また、仮に漁港の権利がありますよという権利者と釣り客がいや公共施設だろうといった場合のせめぎ合いはどういう判断というか、こっちは権利があつてここは俺が使うのだという者と、いやいやここは公共施設だ、釣りをするというせめぎ合いのとき。

議長 条文を全部見てないから、これは想像で断定はできないけど、みなし物権と言っているから、立法によって物権の排他力を付与するものですよ。ということは、これで物権を設定すれば、そこには、一般の釣り人は入って来られない。排除することができますよ。この説明が正しければ。

伊澤主査 はい。議長のおっしゃるとおりだと思います。そこがやはり単なる水面の占有ではなくて、物権という権力を設定されることによって発生する、漁業権と一緒に、邪魔者を排除できるというところが大きな特徴なのかなと思います。

議長 おそらく釣り禁止スペースになると思いますね。物件ですからね。

伊澤主査 お金払った遊漁者はやっていいけど、他の人ダメよというような部分になってくるのかなと思います。

議長 他にも釣り体験スペースなんていうのもありますからね。これは手続きを踏んだ人しか一般客は入れないということですからね。

鈴木委員 海外の事例ですけど、港とか公共施設で釣りをする場合、みな料金を取るという国があるそうですけど、これを引用すればそういうことも可能という理解でいいですか。

伊澤主査 はい。

議長 そもそもタダで釣りができる国が少ないですからね。日本は、タダで当たり前みたいなになっているけど、外国はむしろ有料が原則ということがありますからね。日本だけですよ。こんな自由に釣りができるのは。

鈴木委員 そうですか。はい、わかりました。

議長 これで具体的に山形県でプランが進めば明るい話題になるのでしょうか。そんな話は具体的にあるのでしょうか。

伊澤主査 まだないですね。水産庁の方でこの法律の説明会がありました。水産庁の方で言うには、計画だけ作って、漁港を活用するような、綺麗なお題目だけ並べるような計画をつくるのではなく、ちゃんとそれが地に足の着いた実行できるようなものを作りなさい。そうでなければダメだよ。というところだったので。そんな話はまだ聞こえておりません。

議長 民間の中には、大きい釣り堀を作つて観光客を呼べればいいのではないか、という話はよく聞きますけどね。そういったことも可能性がありますね。では報告事項なので、これでよろしいでしょうか。

一同 はい。

議長 では、報告事項としては以上の内容で了承ということにしたいと思います。

(2) 特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））

の令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について

議長 報告事項の2、特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））の令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について、これにつきましては水産振興課の方からお願ひします。

大川主査 報告2の資料の方を御覧ください。漁獲可能量の融通制度によつて、山形県のくろまぐろ小型魚0.7トンと、福井県の大型魚0.7トンの交換が成立し、知事管理漁獲可能量を変更しましたので御報告いたします。

1枚目には小型魚の変更後の数量公表、2枚目は大型魚の変更後の数量公表の内容となっております。3枚目の参考とする資料に、漁獲可能量の推移と漁獲実績についてまとめておりますので、3枚目を御覧ください。

1令和5管理年度の都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量としまして、上の表に漁獲可能量の推移をまとめております。

表の左の方から見ていきますと、当初配分については、くろまぐろ小型魚で12,700kg、大型魚で10,400kgが配分されました。

その次に、4月と5月の変更ですが、年度が明けてから前の管理期間からの県や国の縫越分の配分が追加されて数量の変更がございまして、当初と追加を合わせて小型魚で22,700kg、大型魚で13,600kgへ変更となりました。

その次の一番右が今回御報告の変更になります。本県で余剰となった小型魚700kgを福井県の大型魚と交換するという融通が成立しまして、今回、小型魚が22,000kg、大型魚が14,300kgに変更となりました。

表の下の2の方に漁獲実績についてお示しおります。上の表に小型魚、下の表に大型魚について示しておりますが、まずは小型魚の方を御覧ください。

山形県くろまぐろ漁船漁業の知事管理区分配分数量を21,800kg、定置漁業を200kgとなり、漁獲量はその右に記載のとおりでございまして、消化率としては漁船漁業で9割を超えており、定置漁業の消化率は1割程度と低いですが、県全体としては9割を超えております。このため、年度縫越後に消化率8割以上の県に対して与えられる消化率メリットの上乗せ配分が実施される見込みとなっております。また、自県分の縫越分として当初配分の1割まで100キロ単位で繰り越しが認められることとなっておりますので、残りうちの200kgは自県分縫越として令6管理年度に追加配分として繰り入れられる見込みとなっております。

次に大型魚ですが、山形県くろまぐろ漁船漁業で配分数量が14,200kg、

同定置漁業で100kgとなり、漁獲量はその右に記載のとおりで、漁船漁業の消化率は9割以上、定置漁業では漁獲実績がありませんでしたが、消化率は県全体で9割を超えますので、年度繰越後に消化率メリット措置による上乗せ配分が実施される見込みとなっております。また、自県の繰越分として繰り越し上限いっぱいの1トンが自県繰り越しとして令和6管理年度に追加配分として繰り入れられる見込みとなっております。以上でございます。

議長 はい、ありがとうございました。融通に関する報告になりますが、これについて質問等ありましたらお願ひします。

佐藤一道委員 報告事項ですので、のことについてではないのですが、他の海区では実績報告の違反があつて、来年から数量を減らされるというところが現実としてあるのですが、山形海区については当然、無いとは思っているのですが、シーズンの初めに一度、締める意味で、違反が無いようにということを、強く申し添えてシーズンをスタートしてもらいたいなと思います。というのも、違反操業をした本人だけでなく、海区全体に対してペナルティーがあつて、違反者はマグロ操業をしている全員から睨まれるという、大変つらい思いをします。当然悪いことをしたからそういう思いをしてしまうのですが、大事な資源でこのように数量の融通等も最大限使っているところなので、違反操業等ないように、一度、連絡文書でもなんでもいいので、一言そういう取組をしていただきたいなというお願ひでございます。

議長 はい、それは漁協に対するお願ひということですか、それとも、行政に対するお願ひでしょうか。どちらの意味なのでしょうか。

伊原委員 水揚げした、漁協へ販売した数量と、本人が漁獲して報告しなければならない数量があるのです。それは本人が漁獲した数量を報告するとなつてるので、漁協で全てを把握するのは、大変だと思う。

議長 それ言いだしたら、自家消費はどうみるのだと、なるけど。

伊原委員 当然報告しないといけないとなっていると思う。

議長 そういうシステムに現状なっているのかという問題もある。私もその実態まではわかりませんが。

伊原委員 私もマグロをやりますが、吹浦で、2人しかいないので、違反するようなことはないけれども、それらしき話は聞くけれども、私が確認したわけでもないのでわかりませんが、佐藤委員が言ったとおり、しっかりしておかないと他の地域みたいになってしまいますよというところ。

議長 噂はいろいろ聞きますが、真偽の方は私もわかりませんが。

佐藤一道委員 指導ルートとしては、山形県の方から漁協さんに連絡文書を回して各支所、所属の漁業者に渡していくというのが案としてはそんなふうに思っています。

議長 漁協の方ではそういった指導のようなことはしているのでしょうか。実際マグロの登録の漁船に対して周知徹底みたいなことはやっているのでしょうか。実態として。

本間委員 鼠ヶ関地区では、漁協というよりも、漁業者自体の集まりの方がしっかりとしていて、絶対そういう違反行為はしないようにということで、地域でやっているので大丈夫だと思います。そして、今まで地区ごとの会だったけれども、山形県全部でまぐろの会を作るという話があるのですよね、大川さん。

事務局 はい、漁協さんの指導課の方で準備しているようです。

本間委員 一つの大きい会ができるのであれば、指導とか伝達もしやすくなるので、大丈夫だと思います。

議長 はい。わかりました。他にありませんか。参考までに山形県と福井県の交換というのはどのくらいの手間と時間がかかるのかわかりますか。

大川主査 手続きですが、福井県の方から電話がかかってきたのが1月25日で少しでも大型魚を小型魚に変えておきたいので、山形県さんどうですかという打診のお電話がありました。本庁対応でしたので、1月下旬まで本庁の方で照会かけたりしまして、1月末に県の方から大臣の方に協議整ったという報告をしています。それを受け、2月上旬に農林水産大臣の方から知事あてに数量の変更をいいのかどうかという照会がありました。それを受け

て県からは漁協さんの方にこういった照会が来ているのでいいですかということで漁協さんまで照会しています。それに回答いただきまして、2月の9日に県から大臣の方に結構だということでお返ししています。そして2月14日に大臣から数量の変更の通知がございまして、2月15日に県で数量を変更しています。20日ほどかかっています。

議長 向こうから打診があったのですね。

事務局 はいそうです。福井から打診がありまして、これは本庁対応でしたので、1月の下旬に照会かけたりして1月末に大臣のほうに、協議が整いましたと報告しました。それを受け2月の上旬に農林水産大臣から知事あてに数量の変更を良いのかどうか照会がありました。それを受け県から漁協にこういった交換が来ていますと打診をして、回答いただきまして、2月9日に県から大臣に変更可ということでお返しをしております。2月14日に大臣から知事に数量変更の通知がありまして2月15日に数量を変更しております。20日ほどかかっております。

議長 要するに、今の制度だと必ず水産庁にあげないといけない。当事者間同士で勝手に決めてはいけないということになっているということですね。

事務局 そうですね。数量の設定はそういう手順になっております。

議長 はい。わかりました。結構手間はかかるということですね。他にこの件についてありませんか。よろしいですか。

一同 はい。

議長 ではそういう内容で報告として承っておきます。

(3) 第43回日本海・九州西広域漁業調整委員会の開催結果について

議長 続きまして報告事項3、第43回日本海・九州西広域漁業調整委員会の開催結果について、これにきまして事務局から報告をお願いします。

事務局 2月21日に日本海・九州西広域漁業調整委員会の日本海北部会、2月22日に第43回日本海・九州西広域漁業調整委員会の本委員会が開催されましたので、その御報告になります。

報告3を御覧ください。1ページ目から13ページまでは日本海北部会の抜粋資料になります。委員は東京会場かウェブ環境により出席し、加藤会長もウェブ環境により御出席されております。

議事次第にありますとおり、議事の進行がありました。

(1) 広域魚種の資源管理についてでございますが、①日本海北部マガレイ、ハタハタですが、マガレイについては、日本海北部の情報が少ないということで、資源量を推定するには至っておらず、また、全体の指標値をもとに資源量を把握するのも困難な状況であるため、漁獲量をもとに資源評価を行っているという説明がございました。資源水準は低位で、動向は減少となっております。2024年ABC(生物学的漁獲許容量)としては、できれば40トンの漁獲、上限でも50トンにした方がいいのではないかという判断の提案がありました。

加藤会長からは山形県の状況として、中型魚、小型魚がほとんど獲れていない状況、獲ってくるのは大型魚ばかりというお話と、山形県ではマガレイの素焼きを1尾皿につけるという食文化があるが、今期は魚体が大きいため半分に切って頭側と尾側に分けてお客様に出すというようないつもとは違った光景が広がっているとの情報を共有いただきました。また、隣県の状況について情報を求めて、水産庁や水研機構からは把握がなく発言はありませんでしたが、新潟の土屋委員から、新潟は板びき網で獲られているが、前年の81パーセントほど、平年の48パーセントほどで、マガレイの漁獲はだいぶ減っていること、サイズ等の把握はしていないため、入手できたら情報を共有したいとのお話をいただいたところです。後日、新潟海区事務局の方から御連絡をいただき、新潟には以前から30センチ以上のマガレイというのは少量ながら一定数いて、そこは増えていないが、再加入が少ないので、加藤委員のおっしゃった中型魚、小型魚が少ないという状況は新潟も同じような状況であるといったお話を伺いました。

続きまして、ハタハタについてですが、朝鮮半島付近に産卵場を持つといわれ鳥取県などで漁獲される日本海西部系群もあるのですが、系群の交流についてはともに沖合を回遊しているので交流があると言われているが、その詳細については今のところ不明であること、資源量は推定できていないので、指標値と漁獲量で資源評価しており、資源水準は低位、動向は横ばいで、2024年ABCは、できれば400トン、上限500トンにした方がいいのではないかという判断で提案させていただいているとの説明がありました。

加藤委員からは、山形の漁獲量は2022年に比べて2023年は数分の1に激減しているということで、秋田はどうだったのか、山形県と秋田県が2023年で激減しているのであれば、2024年この400トンなどという数字を

実際目標にしていいのかどうか御見解を伺いたいとのご発言がありました。

秋田の大竹委員から、2023年は速報値ですが、110トンくらいだと思う、2022年漁期が170トンくらいでしたから、かなり減っている実感だとのお話をいただきました。

また、水研機構からは2022年までの漁獲状況をもとに評価をしているものなので、2023年は青森、秋田も非常に状況が悪く、また日本海西部系群の方も悪い状況とのお話で、要因はわからないところがあるが、高水温の影響で産卵時期や産卵場所等の環境とのミスマッチが起きているのではないかというようなことを検討しているが、公表できる状況には至っていないというお話をしました。そういった状況から2024年のABCはもしかしたら甘目かもしれないといったコメントがありました。

続きまして、スケトウダラ日本海北部系群ですが、北海道で厳しい規制が続いており、資源水準は依然として低いのですが、資源量、親魚量ともに増加傾向だとのお話がありました。

その他として、次回の日本海北部会は今年の11月頃開催予定とのことです。

続きまして、2月22日に行われた本委員会ですが、14ページに議事次第がありますので、御覧ください。記載のとおり議事の進行がありました。

(1) 太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示についてですが、4月からの太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示について案の説明がありました。16ページの方に委員会指示案の概要についてまとめてありますので御覧ください。くろまぐろ小型魚の採捕禁止、大型魚の1日1人1尾の採捕制限は引き続きの内容ですが、大型魚の報告について、令和5年度は陸揚げした日から5日以内としていた報告を次の指示では3日以内と変更しました。また、採捕時期と数量については、17ページの上の表で示されていますが、6つに区切っていた時期をより細かく7つに分けて数量管理しております。この案について反対意見はなく、案どおり同日付けで発出を決議しました。

ほか、4つの釣り関係団体が意見を述べました。全日本釣り団体協議会菅原常務理事からは、我々もクロマグロの資源回復をなんとかしていきたいという思いがあって、国の枠が増えないと我々の遊漁の枠も増えないと認識していたようでした。

一般社団法人アングラーズ協会・クロマグロ遊漁船事業者協議会の桜井氏からは、できることは全面的に協力してやらせていただきたいという思いを語っていただいたとともに、水産庁の取締りの情報発信でSNSでの遊漁者の意識の変化を感じていることや、水産庁のWEB報告を2段階認証にしたり、写真添付などで運用を厳格にすることにより、ミスの報告や過少・過

剥の報告が防止されるだろうというお話もありました。また、制度設計の高度化について水産庁で部会を立ち上げるという話が出たのですが、その部会我々も参加していきたいということで、規制対象者が一般の個人ということもあるので、影響力のあるステークホルダーの方を巻き込んでよりよい運用をやっていきたいといったような御意見がございました。

公益財団法人日本釣振興会の柏瀬常務理事からは、水産資源の持続的な利用で今まで釣り放題の価値観が変わってきており、採捕時期を決めたり、バグリミットの規制などで、なるべくみんなが公平に楽しめるようにしていただいていることに感謝しているという御発言がありました。報告義務については5日から3日に短縮するということでしたが、短期間で報告が出れば精度の高い管理ができる非常にいいと思うとのことでした。時期別については概ね賛同ですが、年間遊漁者として40トンというのは、感想としては少ないかなということでした。

NPO法人ジャパンゲームフィッシュ協会 森氏からは、リリースを認めほしい、国内でも100キロオーバーをリリースしている動画をネットにアップしたのでぜひ見てほしいという話があり、海外ではリリース講習を義務付けているところもある、海外ではアメリカ東海岸で96%、西海岸で90%のリリース有効データがあるとおっしゃっていました。

水産庁からのコメントとしては、遊漁者から正確な情報を寄せてもらうというのが大事だし、アプリ開発し、2重の承認制度も入れながらシステムとしての精度向上もしていきたいという話がある一方で、キャッチ＆リリースは逃がすからいいというものではない、採捕禁止がかかっている時期であれば当然キャッチ＆リリースも禁止ですということとして、釣り人も2種類いて、キャッチ＆リリースでもいいからひきを楽しみたい人と、魚を持ち帰りたい人がいて、キャッチ＆リリースを楽しみたい方はいいのですがキャッチ＆リリースしない遊漁者から心情的に許されないこともあるし、また取締りも難しいので、簡単な問題ではない、現状難しいといったお話がありました。

委員からは、漁師は厳格な管理をしている。遊漁船はすごい数、管理できるのか、報告は氷山の一角ではないのかといった御意見や、遊漁の報告が積みあがった海域はどこか、報告は遊漁船が多いのかプレジャーか、といったご質問がありました。

これに対して水産庁からの回答としては、6月～7月は能登～佐渡周辺の報告が多く、9月は秋田、青森あたりが多く、秋は全般的に青森が多くて、年を越してからは太平洋側、1月に伊豆大島あたりが多いとの状況、6：4くらいで遊漁船が多いイメージであるとの回答がありました。

また、遊適法改正の際、船長に報告義務のものは報告してくださいと遊漁者に指導してもらうこととしたという説明や、くろまぐろ違反者が出了した場合、遊漁船船長が指導していたかどうかを都道府県が調査できるようにしたとの説明もありました。

また、委員からは、採捕から報告まで5日以内から3日以内となつたが、その間積みあがる、せっかくアプリがあるので強制的に使ってもらう

のは無理なのかとの質問がありましたが、水産庁からは、現状では強制させる者が決まっていないとのことで難しいとのお話がありました。

ほか、九州・山口北西海域トラフグに関する委員会指示、有明海ガザミに関する委員会指示については従前の内容で委員会指示の発出を決議しました。

広域魚種の資源管理については水産庁より各部会での取り組み紹介がありました。

すみません、資料の説明を一部飛ばしてしまいました。17ページの指示の有効期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までですが、委員会指示に違反した者への対応についてというところが変更になっておりまして、現行では委員会指示に基づく遊漁者のくろまぐろ採捕制限の違反者への対応方針に基づいて違反者に対しては広域漁業調整委員会会长名での指導文書をまず発する、再度違反が確認されたときに、大臣に対して裏付け命令の申請をすることとしているのですが、この委員会指示も3年経過したこともありますし、一定の周知・定着が図られているということ、またこの委員会指示が1年間と限られた短い期間ですので、より厳格なくろまぐろ管理を行っていくという観点から、今回違反が確認された場合は直ちに裏付け命令の申請ができるということで、違反者への対応方針の一部変更となっております。

その他として、TAC魚種拡大に向けた検討状況についてということで、26ページに一覧が示されております。ここに記載の35の水産資源について検討している状況であること等の説明がありました。

この中で本県に関する資源としては、8つほどございまして、ブリ、マダラ本州日本海系群、アカガレイ日本海系群、サワラ日本海・東シナ海系群、ベニズワイガニ日本海系群、ヒラメ日本海北部系群、トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群、ニギス日本海系群の検討がされておることです。うちマダラ本州日本海系群に関しては、機船底びき網漁業協議会の役員の方にも意見交換の場に参加いただくなどしております、また、ベニズワイガニ日本海系群については、参考人として（株）協和丸の社長から意見の提出など御参加いただいております。簡単ですが、以上です。

議長 はい。ありがとうございます。質問等ございませんか。

佐藤栄一委員 マダラが令和6年7月からTAC管理に入るということですが、3月末に集まってくれと知らせが来ているけど、山形県の配分量を7月までに決めるということですか。

大川主査 7月からTAC魚種という扱いにはなるのですが、県ごとに何トンと配分するのは少し先の話で、どういう融通をするなどやり方をある程度決めてから次のステップということで、数量の管理になっていくことになり

ます。

佐藤栄一委員 この資料は公表していいものですか。

大川主査 この資料自体は、水産政策審議会にも出されているものなので、はい。

佐藤栄一委員 みんなに知らせていい資料ですね。

大川主査 はい。

議長 はい。他にありませんか。

一同 (特になし)

議長 では、報告事項ですので、3については終わりたいと思います。

(4) 第二種共同漁業権（小型定置漁業）の保護区域に係る委員会指示の県公報登載等について

議長 次に報告事項の4に移ります。第二種共同漁業権（小型定置漁業）の保護区域に係る委員会指示の県公報登載等について、事務局から説明をお願いします。

事務局 報告4の方の資料に山形県公報を載せてございます。前回の委員会で発動が決まりました第二種共同漁業（小型定置漁業）の保護区域に係る委員会指示が、令和6年2月20日付の県公報に登載されましたので、御報告いたします。漁業関係者、遊漁船業者団体、遊漁者団体等の関係者の方にもこちらの内容につきまして例年のとおり、周知をしております。また、併せてホームページの方にも内容を掲載しております。簡単ですが、以上です。

議長 こちらは毎年同じ内容になっておりますが、これについて質問とかございますか。

一同 (特になし)

議長 よろしいですね。それではこちらの報告事項は了解いたしました。

(5) 火光利用による一本釣漁業の委員会指示にかかる要望について

議長 では、報告事項の5、火光利用による一本釣漁業の委員会指示にかかる要望についてということで、前回からの継続になるのですが、これは事務局から説明お願いします。

加賀山事務局長 前回の委員会で、この火光利用による一本釣漁業の委員会指示にかかる要望を配りまして皆さんから御審議いただきました。この後により取りがありましたので、それについて御報告させていただきます。資料はございません。

まず、前回のこの2月6日の委員会で、5名の漁業者からの要望書と山形県漁協の副申書があったわけですが、こちらは返却ということで決定されたところでございます。さっそく次の日の2月7日に当日の2月6日の委員会に安藤総務部長がいましたので、この情報を聞いた西村専務から私の方にお電話があって、返却という判断が納得できないというようなことを言われたところでございます。ただ、そのままにもしてもおけませんので、2月15日に西村専務の方と時間が取れましたので、私が返却文書を持参して、御相談というかお渡ししようと思っていたところでございます。その際の反応ですが、やはり電話をいただいたのと同じで、海区の判断が納得できないというようなことをおっしゃられておりまして、こちらの方からは、委員会での議論の結果であって、要望の撤廃で5トン以上の船という制限をなくすことで組合員に不利益を被る方もいるかもしれない。であれば、広く組合員の意見を聞いてからでないと組合長名の前向きな副申書というはどうなのですかとお話しましたが、なかなか納得してはいただけませんでした。その後、いろいろ要望書の内容の意見の繰り返しもあったのですが、1点ですね、この件の調整は県漁協の仕事ではないというようなことがありました。どういう理由なのかということですけれども、火光利用による一本釣漁業は、共同漁業権免許に伴う漁業ではない、区域は山形県沖合全域で共同漁業権漁場だけではない、より広い漁場が区域に含まれていることもあるし、これは県漁協で調整する件ではないという意見が要望書にないものとして、あつたところでございます。

こちらの方からも、委員会の中でもありました。漁協まかせにしないで、事務局も一緒になって調整等を図つたらどうかということがあつたので、私の方からそういう方法もあるけどどうですかと言いましたが、残念ながら。どちらにしても県漁協は関わる気はないという言われ方がありました。そのような雰囲気であったものですから、私の押しの弱さもあって、残念ながら

その場では受け取ってもらえないような状態になりました。

ただ、そのままにしておけないということもございまして、会長の方にも相談させていただいたうえで、2月21日に届けるような形で返却させていただきました。その日の午後、西村専務からすぐ電話がありまして、やはり、この返却というのは納得できないというような電話でした。また、要望書の内容の一部繰り返しがあった後、組合長と要望者おそらく代表の佐藤稔さんと聞こえましたが、あと西村専務、事務局長の私とで話し合う場を持ちたいということをおっしゃられましたので、日程調整をするのでそれが決まつたら連絡するということになりました。それに対して私の方からは、事務局長という立場であって、勝手に物事を決められないことがありますので、まず御意見として伺って委員会に諮るような形にさせていただくとお答えしております。その後、御存知の方もいらっしゃるかもしれません、県漁協の内部の方で今、経営改善の計画を作ったりなどいろいろあります、日程が調整できていないということで、まだ連絡がまだきていないところです。今回の委員会まで間に合えば御報告しようと思っていましたが、間に合いませんでしたので、今御連絡をいただいたところで、またお話を聞きして、次の委員会なりで御報告させていただこうと思っているところでございます。以上です。

議長 まだまだ要望書を出した人たちの意見を直接この場で聞くというのは、だいぶ先ということですね。

加賀山事務局長 そうですね。この意見が県漁協の意見なのか、西村専務の意見なのか、というところもあると思うのです。次の話合いには、組合長という名前も出たので、県漁協の意見なのですねということを正確に確認して、委員会で報告させていただこうと思っています。

議長 わかりました。以上について、何か。

伊原委員 この海区調整委員会指示の根拠となる、漁業者間の話合いの協定書は見たことがありますか。今の海域15海里以外はダメという海区委員会の指示ができた時の漁業者間の協定書、見たことがありますか。

加賀山事務局長 私は見たことないです。

伊原委員 それは各浜の小型船の人たちの同意を得て、この海区調整委員会指

示ができているのです。であればそういう同意をしっかりと踏んでいかないと、あとからまた問題が起きる。私もコピーしかもっていないけれども、各浜の記名捺印があるものです。

議長 漁協は依然としてこの話題は理事会には出てきていないのですね。

伊原委員 はい。理事会には出ていません。

議長 報告事項としても出てきていないということですね。どうなのですかね、理事会に一切出ていないものが、組合長名で出てくるということがどうなのか、ちょっと疑問もあるのですけどね。そこまで漁協のシステムを熟知していませんが、こういった利害が対立する重要な案件は、たいてい理事会に出て、何らかの理事会のフィルターを通ってから組合長名で出てきそうな雰囲気はあるのですけどね、私の感覚としてはね。委員会としてはもう少し様子を見て、ということしかないですね、わかりました。これについて、他に皆さんどうですか。御意見ありますか。

佐藤栄一委員 ちょっと聞きたいのですが、地元のイカ釣り船も19トンでケンサキイカ、前に出ていた件ですが、この火光とは全く別の話ですか。一緒にありますか。リンクしますか。

議長 一緒になります。

佐藤一道委員 イカ釣り漁業とは違いますが。

議長 ただ、火光釣りの委員会指示は、スルメイカだけを除外しているので、ケンサキイカが入ってしまうのですよ。

佐藤栄一議員 このブリと一緒に議論になるのですか。

議長 一緒になると思います。

佐藤栄一議員 それも併せて言われてきたので。今は報告だけですが。

議長 だから、火光釣りとの関係もあるので、ケンサキイカにだけ、試験的に解除しようかという話も出たわけです。5トン以上の船について火光釣り、1

本釣りを認めたら、スルメイカは最初から除外されていますが、それ以外ケンサキイカも入ってしまうという解釈になると私は理解しています。だから、影響は大きいです。極論をすれば、ヤリイカだって入ってしまうのではないかですか、ケンサキだけではなくて。要は、スルメイカ以外は全部適用になる。

佐藤栄一議員 イカ釣りが芳しくないのでお願いします、と声をかけられてきたのです、聞いてくれと。だから聞いてみますということで。

議長 影響は大きいですよ、ものすごく。ブリだけじゃないですよ。ブリを視野にいれているというけど。もし全面解禁したら、要するに全部対象になる。

佐藤一道委員 やはりこの場合は、委員会指示という重たい指示ですし、漁業権が付与されている山形県漁業協同組合としての要望でなければ、委員会で議論するものではないと思います。山形県漁協さんの意見の通し方というのはまた別の話でしょうけれども、1役員の方と決められるようなものではないと思いますので、十分に組織としての議論をしたうえで、これも前回の委員会と繰り返しになりますが、関係する漁業者がたくさんいますので、その調整が図られないことには、委員会で議論する以前の、下地ができていない状態で書類が上がってきたという状態なのだと思います。この委員会指示の背景を前回の委員会の資料でずっと見ますと、昭和47年の委員会から入っていって、ダイジェストではありましたが、発言も細かく書いてあって、相当議論してきたようにみえます。底びき網漁の方とも協議てきて、一旦は折れて、15海里という制限もとったわけですが、最近の委員会指示ではその15海里も撤廃したという経緯もあるわけですから、もう一度何もないに、広く開放してくださいというのは、相当議論されないと委員会で決められるものではないと思いますので、やはり組織としての取りまとめと、漁業者の取りまとめの道のりは絶対に外せないと思います。一旦その同じ要望が取り下げられてもう一度あげてくることが出てくるのでしたら、やはり組織として十分議論されて委員会にあげてこられるような状態になってからでないと、委員会では取り扱えないと思います。

議長 はい。利害関係があるのは、5トン未満の船の漁業者ということにはなるのでしょうか、実際の数を伺いたいのですが、今漁協に属している船の中で、5トン未満が占める船の隻数は何パーセントくらいになるのでしょうか。8割などなるのでしょうか。

齋藤機関長 もっとですね。

議長 90 パーセントもなりますか。まずは5トン以上の船は少ないとということですね。利害関係のある船は、組合員の大多数ということになるんですね。やはり、そのへんの意見を全く聞かないで、いきなりトップ名で出てくるのは、ちょっとやっぱりおかしいかなと思いますよね。委員会としては慎重にこの点は対応を考えていかなければならぬと考えております。
他にありますか。よろしいですか。

(6) その他

議長 その他としまして、何かありますか。

一同 (特になし)

議長 では、全体のその他としまして、まず委員の方から何かありませんか。

一同 (特になし)

議長 事務局や県からありますか。

事務局 はい、次回の委員会は4月23日火曜日の午後1時半からで御案内したいと考えております。

議長 皆さん4月23日は大丈夫でしょうか。では4月23日ということで予定してください。本日は大変お疲れ様でした。

上記のとおり第 426 回山形海区漁業調整委員会の審議した顛末を記し、相違ないことを証明するため記名押印する。

令和6年3月5日
山形海区漁業調整委員会

会長 加藤 

会長代理 池田 亀五郎 

委員 飯塚 厚司 

